

議案第140号

関市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

関市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年12月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公営企業法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

関市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

関市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年関市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「やむえない」を「やむを得ない」に改め、同条を第9条とする。

第6条（見出しを含む。）中「負担付き」を「負担付き」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（利益の処分）

第4条 水道事業は、法第32条第1項の規定により毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の全部又は一部を減債積立金、利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることができる。

2 前項の規定により積み立てた積立金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができない。

（1） 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

（2） 利益積立金 欠損金をうめる目的

（3） 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合においては、第1項の規定により積み立てた積立金をそれぞれの目的以外の用途に使用することができる。

（資本剰余金の処分）

第5条 水道事業において、毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、当該残額に相当する額を取り崩して欠損金をうめることができる。

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この項において「補助金等」と

いう。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。